９．家電製品

９－１ 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	【判断の基準】 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ．基準値２は、基準エネルギー消費効率の数値。 ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア．基準値１は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ．基準値２は、基準エネルギー消費効率の数値。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

①業務の用に供するために製造されたもの

②熱電素子を使用するもの

③吸収式のもの

④ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

２　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

３　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

４　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含

有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

５　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

６　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

区　　分			基準エネルギー消費効率の算定式
種　　別	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	―	$E_1=0.735\times V_1+122$
	冷気強制循環法式のもの	375 リットル以下	$E_1=0.199\times V_1+265$
		375 リットル超	$E_1=0.281\times V_1+112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	―	$E_2=0.589\times V_2+74$
	冷気強制循環法式のもの	―	$E_2=1.328\times V_2+80$

備考）１　E_1、V_1 及び E_2、V_2 は、次の数値を表すものとする。

E_1：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1:調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値)（単位：L）

$V_1 = \Sigma(Kc_i \times V_i)$（$i$=1,･･･,n）

Kc_i：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

V_i：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位：L）

n：電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数（Kc_i）
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E_2：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_2:調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値)（単位：L）

$V_2 = \Sigma(Kc_i \times V_i)$（$i$=1, ･･･,n）

Kc_i：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

V_i：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位：L）

n：電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数（Kc i）
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

２　電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 34 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(3)」による。

３　電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 35 号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(3)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値１及び基準値２それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－２ テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	【判断の基準】 ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア．2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 イ．2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。 ウ．4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値。 ②有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第２位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

①産業用のもの

②ブラウン管方式のもの

③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの

④映像を表示する装置であって直視型でないもの

⑤プラズマディスプレイ方式のもの

⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの

⑦ワイヤレス方式のもの

⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

⑨垂直方向の画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの（以下「8K」という。）

２　「2K」とは、垂直方向の画素数が 1,080 かつ水平方向の画素数が 1,920 のものをいう。以下同じ。

３　「4K」とは、垂直方向の画素数が 2,160 かつ水平方向の画素数が 3,840 のものをいう。以下同じ。

４　判断の基準③については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

５　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

６　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

７　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

８　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

９　「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１０　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表１　液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区　　分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K 未満	E＝0.00407×A＋30.08
	2K 以上 4K 未満	E＝0.00605×A＋56.13
	4K 以上	E＝0.00728×A＋62.99
有機 EL	―	E＝0.02136×A－16.40　（A＜4,258 の場合 75.0）

備考）１　E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

A：画面面積（単位：平方センチメートル）

２　表２に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表２の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

３　エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 22 年経済産業省告示第 24 号）の「２　エネルギー消費効率の測定方法　２－２」による。

表２　液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付　加　機　能	想定消費電力量（kWh/年）
2K チューナーを２つ以上内蔵	2.8
4K チューナーを２つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵（HDD3.5 インチ）	11.0
録画装置内蔵（HDD2.5 インチ）	4.8
録画装置内蔵（SSD）	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵（4K 以上に対応）	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又は DVD レコーダー内蔵（4K 未満に対応）	16.7
動画倍速表示（4K 以上に対応）	18.3
動画倍速表示（4K 未満に対応）	17.0

備考）「動画倍速表示」とは、1 秒間に 120 コマ以上の静止画を表示するものをいう。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－３ 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

電気便座	【判断の基準】 〇エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考） 1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

②温水洗浄装置のみのもの

③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

④専ら鉄道車両等において用いるためのもの

⑤幼児用大便器において用いるためのもの

⑥暖房用の便座のみを有するもの

2　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

4　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表　電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区　　分		基準エネルギー消費効率
温水洗浄便座（洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	172
	瞬間式（貯湯タンク無し）	87

備考）１　「温水洗浄便座」とは、暖房用の便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

２　エネルギー消費効率の算定法については、「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第288号）の「３　エネルギー消費効率の測定方法　(2)」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気便座の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

９－４ 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

電子レンジ	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

①ガスオーブンを有するもの

②業務の用に供するために製造されたもの

③定格入力電圧が 200 ボルト専用のもの

④庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの

⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

２　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

３　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

４　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

５　配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント　ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

６　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

7　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表　電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区　　分			基準エネルギー消費効率
機　　能	加熱方式	庫内容積	
オーブン機能を有するもの以外（単機能レンジ）			60.1
オーブン機能を有するもの（オーブンレンジ）	ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	73.4
		30L 以上のもの	78.2
	ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）	30L 未満のもの	70.4
		30L 以上のもの	79.6
	熱風循環加熱方式のもの		73.5

備考）１　「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械機具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

２　エネルギー消費効率の算定法については、「電気レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 18 年経済産業省告示第 63 号）の「２　エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。